

| 整理番号 | 大分類 | 小分類 | 項目 | 条文 |
|--|--------------|--|---|---|
| 12 | 1 市民の権利・責務 | 3 事業者の役割 | まちづくりへの参加・協力 | 1 事業者は、営利を目的としてまちで事業を行い、認められていることを考慮し、利益を地域に還元し、まちづくりに協力する。又、市民、自治体が行う事業に対しては、積極的に参画し、支援協力する。一方、地域の学校から輩出される学生は許す限り受け入れ、人材育成と就労機会を与える |
| 13 | | 4 教育機関の役割 | まちづくりへの参加・協力 | 1 地域の学校は、教育機関として、優秀な学力と見識を備えた学生を育成し、在学中はもちろん、社会へ出て地域のために貢献できる人材を育てる。 |
| 14 | 2 地域コミュニティ | 1 市民（等）の役割 | 市民（等）の役割 | 1 市民（等）は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。 |
| 2 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であると認識し、地域活動の推進に努める。 | | | | |
| 3 市民（等）は、それぞれの地域の特性を生かし、協働・協創のまちづくりに積極的に参加・参画する。 | | | | |
| 4 市民（等）は、地域住民のつながりを強くし、防災や防犯に強い、安心・安全の地域づくりに努める。 | | | | |
| 15 | 1 交流 | 交流 | 1 コミュニティは、他のコミュニティと協力・協働するように努める。 | |
| 2 コミュニティは、必要に応じて他のコミュニティとのネットワークに参加し、利用することができる。市は地域コミュニティの役割を認識し、その活動を支援し、協働してまちづくりを進めなければならない。 | | | | |
| 16 | 1 活動への支援 | 地域コミュニティ活動の支援 ・市民のコミュニティ活動への参加・参画の推進 ・人材育成 ・各主体をつなぎ支援するための組織 ・各主体をつなぐためのコーディネーター | 1 市は、市内の各地域に（仮称）地域交流センターを設置する。センターは、市民活動やNPO活動、地域活動について理解しやすい情報発信に努めるとともに、活動の課題について解決のための支援全般を行う。 | |
| 2 地域交流センターは、コミュニティの自主性および自立性を尊重し、必要に応じて支援する。 | | | | |
| 3 地域交流センターは、主体的に活動できる市民の育成のため、コーディネーター育成講座等を開催をきっかけとし、市民のリーダーシップを高め、活動支援のできるしくみをつくる。 | | | | |
| 17 | 1 市民参加・参画の原則 | 市民参加・参画の原則 | 1 自分の個人の楽しみや利益のために関わることを参加という。 | |
| 2 自分の意思目的をもって主体的に関わることを参画という。 | | | | |
| 3 私たち市民や事業者、行政がまちづくりに参加し、主体的に参画していく。 | | | | |
| 18 | 1 協働の定義 | 協働の定義 | 1 さまざまな特性をもった主体が、一つの目的をもって対等な立場で、相手の特性を理解し尊重して、共通の目的に向かって責任と役割分担を明確にし共に汗を流して取り組むことによってより大きな効果を生むこと。 | |
| 19 | | | 2 協働の原則 | 協働の原則 取り組み方 |
| 20 | 3 参画・協働 | 3 参画機会の保障 | 予算策定への参加 | 1 予算の策定への提案と参画。 |
| 21 | | | 計画策定への参加 | 1 市民が事業計画や政策立案提案をして参加参画していく。 |
| 22 | | | 総合計画をはじめ重要な計画の策定 計画策定への参加 (政策立案への参加) | |
| 23 | | | 実施への参画 | |
| 24 | | | 評価への参加 | |
| 25 | | | 市民提案制度 | |
| 26 | 1 パブコメ | パブリックコメント | 1 市民からの意見を聞きパブコメを行政サービスや地域へ反映させる。 | |
| 27 | 1 審議会等 | 計画策定の参加へ含む (審議会等への参加 (附属機関)) | | |

| 整理番号 | 大分類 | 小分類 | 項目 | 条文 | |
|------|------------|----------|-----------------|--|--|
| 28 | | 1 市民意識調査 | 市民意識調査 | | |
| 29 | 4 市（行政）の役割 | 1 行政運営 | 市民志向、成果志向での行政運営 | 1 市は、市が計画実施する各種の行政運営については、その進行状況や成果指標等について市民に分かり易く公表しなければならない。 2 市は、前項の行政運営内容の投資効果や市民満足度についても公表するものとする。 | |
| 30 | | 1 行政経営 | 健全な財政運営 | 1 市は、中長期的な展望に立って、財政運営健全化計画に基づき、効率的かつ効果的な財政運営を図り、財政の健全性の確保に努めなければならない。 2 市は、財政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに市民の満足度の向上と成果志向を重視した財政運営に努めなければならない。 3 市は、地域資源の活用について配慮検討し、財源確保に努めるものとする。 4 市は、財政の健全保持のため、市税等の未納者については、徴収の徹底に努めること。 5 市は、財政運営状況について、市民に分り易く公表をしなければならない。 | |
| 31 | | | 組織体制の整備 | 1 市は、行政組織の構成については、スリム化に取り組むとともに組織の横断的人材配置と長期的配置に留意し、業務処理の円滑化に努めなければならない。 | |
| 32 | | 2 説明責任 | 説明責任 | 1 市は、まちづくりに関する施策等市政運営にかかる内容について、継続的に市民に公表開示し説明する責務を有する。 2 前項の公表開示に当たっては、市民が理解し易く的確かつ速やかに行わなければならない。 3 市は、まちづくりに関する市民の意見、要望等に対して応答する責任を負う。 | |
| 33 | | 3 支援 | 地縁型コミュニティへの支援 | 1 市は、行政の効率かつ円滑な運営を図るため、自治会と協働によるまちづくりを積極的に推進しなければならない。 2 市は、前項の推進にあたり、自治会と対等な立場に立って情報の共有、役割分担及び適切な推進指導に努めなければならない。 3 市は、自治会内の下部組織（婦人会、子供会、老人会等）の活動についても配慮し、協働のまちづくり推進の役割分担及び協力の推進指導に努めるものとする。 4 市は、まちづくり推進にあたり、自治会の生活環境保全に適切な助言指導を行うものとする。 5 市は、協働のまちづくり推進活動及び組織強化について、自治会への適切な推進指導と資金助成について配慮するものとする。 | |
| 34 | | | | 目的型コミュニティへの支援 | 1 市は、協働のまちづくり推進のため、市民活動団体の協力を得ながら活動支援組織の確立に努めるものとする。 2 市は、公益的な活動をする市民団体に対しては、市民活動の促進を図るための支援、資金助成について配慮するものとする。 3 市は、中間支援組織に対しては、協働による実施推進の指導に努めるものとする。 4 市長は、職員に対して市民活動に関する研修を行い、共通認識を持ってその活動の支援・促進に取り組む。 5 市は、市民活動の推進を図るため、協働運営型の交流拠点を設置し、その充実に努める。 6 各専門分野における職員の知識や技術を市民活動に提供できる環境を整える。 |
| 35 | | | 4 人材育成 | 職員の育成 | 1 市長は、市政運営の適正かつ円滑を図るため、職員の技能研修制度を活用し、適材適所の配置に努めなければならない。 |

| 整理番号 | 大分類 | 小分類 | 項目 | 条文 |
|------|------------|---------|-------|--|
| 35 | | 4 人材育成 | 職員の育成 | 2 市は、職員のまちづくり意識、能力の向上（参加、協力、連携、実践力、コミュニケーション）を図るため、まちづくりの情熱意欲のあるリーダーの人材育成研修に努めること。 |
| 36 | 4 市（行政）の役割 | 1 市の責務 | 市の責務 | 1 市は、市政に市民の意思が適切に反映されるよう市民の参画を基本にした、行政運営を行わなければならない。 |
| | | | | 2 市は、市民が市政に容易に参画できるよう配慮しなければならない。 |
| | | | | 3 市は、まちづくり総合計画に基づき、計画的かつ円滑に推進し、成果目標の達成に努めなければならない。 |
| | | | | 4 市は、政策、施策の実施運営に当たっては、市民の意見を尊重し自治会の参画と協力を得て進めなければならない。 |
| | | | | 5 市は、自治会の諸種の要請に配慮し、自治会の体制強化のために統合等組織強化を図り、市政運営の効率化と地域の健全なまちづくりの推進に努めること。 |
| 37 | 4 市（行政）の役割 | 1 市長の役割 | 市長の責務 | 1 市長は、条例を遵守し公正誠実に市民の意思が適切に市政に反映されるよう運営に努めなければならない。 |
| | | | | 2 市長は、基本理念に基づき、協働によるまちづくりの推進に努め、市民の信託（負託）に応えなければならない。 |
| | | | | 3 市長は、市民の参画する権利を保障し、参画機会の確保に努めなければならない。 |
| | | | | 4 市長は、職員を適切に指揮監督し、市政の円滑なる推進のため、職員の人材育成と適正配置に努めなければならない。 |
| | | | | 5 市長は、市政運営に当たり、健全財政運営に努めなければならない。 |
| | | | | 6 市長は、安心・安全なまちづくりを推進するために市民との連携を図り、体制を整備しなければならない。 |
| 38 | 4 市（行政）の役割 | 1 職員の責務 | 職員の責務 | 1 職員は、市民全体の奉仕者であり、自らも市民の一員である事を自覚して、相互の信頼関係の向上に努めなければならない。 |
| | | | | 2 職員は、この条例を遵守し、公生かつ誠実に職務の遂行に当たり、まちづくりに必要な能力向上の自己研鑽に努めなければならない。 |

| | | | | | |
|----|---|---------|--------------|---|--------------|
| 39 | 5 | 情報共有 | 1 情報共有 | 情報共有 | |
| 40 | | 情報共有 | 2 情報提供 | 解りやすい情報の作成・提供 情報の取り扱い (共有の方法・範囲等) | |
| 41 | | 情報共有 | 3 情報公開 | 情報公開 | |
| 42 | | 情報共有 | 4 個人情報保護 | 個人情報の保護・取り扱い | |
| 43 | | 6 | 条例の評価・推進機関 | 1 調査・推進機関 | 条例調査・推進機関の設置 |
| 44 | 7 | 条例の位置付け | 1 条例の検討及び見直し | 条例の検討及び見直し 主旨尊重 | |
| 45 | 7 | 条例の位置付け | 2 総合計画 | 総合計画との位置づけ | |

| 整理番号 | 大分類 | | 小分類 | | 項目 | 条文 |
|------|-----|------|-----|------|----------------------------------|----|
| 46 | 8 | 住民投票 | 1 | 住民投票 | 住民投票の実施 住民投票の方法 (請求・発議・実施) | |
| 47 | 9 | 議会 | 1 | 議会 | | |